

令和5年度 第1回札幌市歯科口腔保健推進会議における主な指摘事項と対応案について

(1) 歯周疾患検診受診率について

渡邊委員指摘事項) 歯周疾患検診の受診率の向上に関しては分母が大きいいため企業等への歯周疾患検診の受診勧奨等のテコ入れも考慮すべきだと思われる。

対応案) 素案の19ページ「受診率向上に向けて、対象者への個別通知に引き続き取り組む他、現在、国において国民皆歯科健診に関する検討が行われていることから、国の制度改正に応じて対応を検討します。また、企業等と連携しながら、働く世代を対象に歯科健診の受診勧奨等に取り組みます。」と記載するほか、素案の20ページの具体的な取組の新規項目として「企業等における歯科健診の受診勧奨」を記載しております。

(2) 介護保険施設の過去1年間の歯科健診受診率について

渡邊委員指摘事項) 独自調査で算出された介護保険施設の過去1年間の歯科健診受診率がかなり高く、実態との乖離があるのではないか。

対応案) 今回の調査で算出方法は対象者が1人でも歯科健診を受診していれば歯科健診実施とみなす提供体制の側面からの算出であることから、受診率が高く算出された可能性は否定できません。また、訪問歯科診療を持って歯科健診を受診したと回答している施設も散見されることから、前期計画では三浦委員長のご提案通りモニタリングを密に行い、現状把握にも努めてまいります。素案の30ページの具体的な取組に「介護保険施設入所者の歯科医療提供体制の現状把握のための調査・モニタリング」と記載しております。

(3) 青年期に対する取組について

高橋委員) ライフコースに沿った取組に関して青年期に対する取組が抜けているため札幌市として何か手立てを考えているか。

対応案) 国の令和6年度概算要求において現在、歯周疾患検診の対象となっていない20代・30代を対象に加え、歯科健診(検診)の機会を確保するという方針が打ち出されましたので、札幌市においても、対応を考慮してまいります。また大学との共同研究や定期健診の際に歯科健診を実施している大学の取組を広げながら、歯科検診の周知を図っていきます。

(4) 妊婦歯科健診について

渡邊委員指摘事項) 妊婦歯科健診の目標値の8%は低いと感じる。高く設定できないか。

対応案) 本目標値は実現可能性を考慮して設定したものです。妊婦歯科健診を含めた歯科健診のあり方については、現在、国において、国民皆歯科健診の議論がなされていることから、国の制度改正を踏まえて個別方式で実施等の対応ができないかを検討していきたいと考えております。

(5) かかりつけ歯科医がいる割合について

武藤委員指摘事項) 市民意識調査結果においてかかりつけ歯科医がいる割合が18歳以上で67.3%と高い。この調査はランダムサンプリングですか？

対応案) 本調査は「等間隔無作為抽出」で選んだ札幌市全域の18歳以上の男女5,000人を対象とした調査ですので、サンプリングに関して、一定程度信頼性は担保されていると考えます。

なお、かかりつけ歯科医がいると答えた人の中でかかりつけ歯科医に行く理由(複数回答可)として、症状や気になるところがあって行く者の割合が66.1%、歯科医院から歯科検診受診の通知があったときに行く者の割合が22.3%、症状の有無に関係なく定期的に行く者の割合が38.3%となっています。

(6) オーラルフレイル対策について

當山委員指摘事項) オーラルフレイル対策に関して、保健事業と介護予防の一体的実施の点に関して歯科医師についても歯科健診や健康教育に活用すべき。

対応案) 保健事業と介護予防の一体的実施の点に関して、素案の22ページに「国においても、保健事業と介護予防の一体的実施の取組等により、市町村におけるフレイル・オーラルフレイルに対する取組の充実を求めていることから、札幌市においてもオーラルフレイルに対する高齢者への健康教育や歯科保健指導の充実が必要となっています。」と記載しました。また、素案の25ページの具体的な取組の個所に「高齢者の通いの場等における歯科衛生士による口腔機能向上の取組」と「誤嚥性肺炎等のハイリスク高齢者に対する歯科専門職による歯科保健指導」を記載しました。

(7) 認知症への対応について

大野委員指摘事項) 認知症基本法が成立し、札幌市においても認知症に対する取組を示すことはできないか。

対応案) 日本全体での認知症の方々に対する保健医療提供体制の確保ということは非常に重要ですし、私どもとしても歯科保健医療の部分でしっかり取り組みたいと考えております。素案の28ページに「認知症の方に対する適切な歯科医療の提供体制を求める意見もあり、今後、検討すべき課題となっています。」と記載する他、29ページに「摂食嚥下障害を有する患者や認知症の方の歯科へのニーズが高まっていることから、歯科医師や歯科衛生士に対する人材育成等を含めた歯科保健医療の提供体制について検討を行います。」と記載しております。さらに30ページの具体的な取組の新規項目に「摂食嚥下障害患者や認知症の方に対する歯科保健医療提供体制について検討」を記載しております。

(8) 地域ケア会議について

武藤委員・手嶋委員指摘事項) アドバイザー派遣時に、栄養士と歯科衛生士が一緒に参加することが少ない。

対応案) 札幌市は歯科衛生士、栄養士、リハビリの職員等、色々な職種を交えて個別地域ケア会議に入っていただくというアドバイザー派遣を行っております。多職種のアドバイスが必要な方については、三職種までは一つの会議で呼べることにしております。そういう中で必要な職種の方々を地域包括支援センターが選定しておりますので、地域包括支援センターの考えによって選ばれる職種の方々が違ってくるといことになります。

歯科と栄養の関係というのは切り離せないものだと思いますし、運動機能と栄養状態また歯科の状態の関連も非常に深いものであると思いますので、地域包括支援センター向けにこうした関連職種の方をなるべく複数集めての開催を検討していただくように、介護保険課を通じて周知しているところです。

(9) 摂食嚥下障害への対応について

渡邊委員指摘事項) これまで歯科医師会の口腔医療センターで摂食嚥下の治療ができる歯科医師を100名程度養成されてきたと思う。札幌市は摂食嚥下の知識を持った歯科医師につなぐ作業が必要ではないか。

対応案) 素案の29ページに「摂食嚥下障害を有する患者や認知症の方の歯科へのニーズが高まっていることから、歯科医師や歯科衛生士に対する人材育成等を含めた歯科保健医療の提供体制について検討を行います」と記載しました。

また36ページの具体的取組の項目に「摂食嚥下障害患者や認知症の方に対する歯科保健医療体制の検討」と記載しました。

(10) 障がい者施設における歯科健診について①

松岡委員指摘事項) 障がい者入所施設の歯科健診は入所施設だけでなく生活介護事業所等の通所している人も含まれるか。

八若委員指摘事項) 3年間、通所施設も含めた障がい者入所施設の歯科健診をパイロットとしてやったが、いい結果が出ている。通所施設での歯科健診のニーズはあると思われるのでぜひ行っていただきたい。

対応案) 指標の目標値は国の目標に合わせて入所施設のみを想定していますが、通所施設のうち、規模の大きい施設や生活介護の事業所等も支援対象としてまいります。

(10) 障がい者施設における歯科健診について②

木間委員指摘事項) 表記に関して3点検討してはいかがか。

1. 障がい者(児)施設での過去1年間の歯科検診実施率に関して入所施設を対象としている指標であるので、「障がい者(児)入所施設」とするか「障害者支援施設等」と記載するのが妥当。
2. 関連する国指標の「障害者・障害児が利用する施設」を「障害者・障害児が利用する入所施設」と記載した方が理解しやすい。
3. 基本理念3 取組方針①の文中の「障害者施設利用者に対する」の部分「障害者施設利用者等に対する」もしくは「障害福祉サービス利用者に対する」と記載した方が理解しやすい

対応案) 1、2のご指摘に関しては素案の7、26、30、37ページの「障がい者(児)入所施設」に表記を統一しました。3のご指摘に関しては素案の29、30ページの表記においてご指摘通り「障害者施設利用者等に対する」と記載しました。

(11) 医療的ケア児について

八若委員指摘事項) 医療的ケア児についてはまず調査をして現状を把握することから始めるべき。

対応案)、素案の27ページに医療的ケア児のコラムを記載したほか29ページの障がい者(児)に対する歯科保健医療サービスの確保の個所に「近年、医療的ケア児に対する適切な保健医療の確保が課題となっており、歯科保健医療の観点からも、在宅歯科医療、訪問歯科健診等のあり方について検討を行います。」と記載しました。

さらに30ページの具体的な取組方針のなかで「障がい者(児)の歯科医療提供体制の現状把握のための調査・モニタリング」と「医療的ケア児に対する歯科保健医療対策について検討」を記載しました。

(12) フッ化物洗口について

高橋委員指摘事項) フッ化物洗口事業について数値目標を設定してはどうか。

高屋敷委員指摘事項) 児童や保護者への丁寧な説明とともに、教職員の負担軽減に加え、どの時間帯に実施するか、どの場所で実施するか等についても、学校における通常の教育課程に影響のないよう、十分に考慮する必要がある。

八若委員指摘事項) 中学校でのフッ化物洗口事業については実施しないのか。

対応案) 保育所や幼稚園に対するフッ化物洗口の支援事業については、令和5年度から新規事業として開始したところであり、国の方でも参考指標として目標値を出していますので、検討はさせていただいているところでございます。

ただ、現状 15 施設という状況で、今後どの程度増やしていけるか見通せない状況でございます。委員からのご指摘をふまえ、素案の 32 ページに「今後も引き続き、導入済みの施設及び新規に実施を希望する施設に対する導入支援に取り組み、市内の保育所、幼稚園、認定こども園におけるフッ化物洗口の普及に努めます。」記載しました。

フッ化物洗口の推奨年齢は4歳から14歳ですので中学校での実施も効果的ではありますが、保育所幼稚園等や小学校でのフッ化物洗口事業が始まるという段階でございますので、現状では中学校での実施はまだ難しいです。

小学校におけるフッ化物洗口については、モデル事業の実施に取り組むとともに、児童・保護者への丁寧な説明や学校・教職員の負担軽減等に配慮しながら、今後の普及に向けた効果的かつ効率的な事業の実施方法について検討します。

(13) 児童虐待の発見について

木間委員指摘事項) ネグレクトケースの家庭が歯科受診する事は稀である事から学校歯科検診時等を追加してはどうか。

対応案) ご指摘をふまえ、素案の 35 ページ (4) 児童虐待の早期発見のための市と歯科医療関係者の連携推進の個所に「学校歯科検診等」を記載しました。